

医療法人葵鐘会 薬事委員会で承認された治療法

当会の薬事委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、診察時に担当医までお申し出いただくか、あるいは下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	ビタミンK（ケイツーシロップ 0.2%）予防的 12 回投与
対象者	生後 3 カ月までの乳児
承認年月日	2021 年 12 月 17 日
対象期間	承認後から永続的に使用
本治療の目的・方法	<p>新生児・乳児でビタミンKが不足すると、消化管出血や頭蓋内出血など「ビタミンK欠乏性出血症」を生じることがあります（約300人に1人）。一方、ビタミンKシロップを新生児期から生後1か月まで計3回内服すると、その発生頻度を約5万人に1人まで減らす効果が確認されています。さらに最近の調査では、生後3か月まで追加で毎週服用させた場合、ビタミンK欠乏性出血症は1人もいなかったことがわかりました。添付文書上の用法は生後1か月までの3回投与となっていますが、上記理由により当会では産婦人科入院中に2回、2週間健診時に1回、1か月健診時に1回、以後生後3か月まで毎週1回（合計12回）のビタミンK服用を推奨しています。なお1か月健診の時点で人工栄養が主体の児については、それ以降の投与は原則不要としています。</p>
想定される危険性とその対策	<p>3 回法と比べて、副作用が増えるなどの悪影響は報告されていません。1 か月健診以降のビタミン K シロップにつきましては、実費が発生します（8 本で税込み 1100 円）。</p>
お問い合わせ先	医療法人葵鐘会 名古屋オフィス（管理部門） 総務課 TEL：052-265-5741

以上